一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
　昭和四十六年二月四日農林省告示第百九十四号（一に係るものに限る。）
二　変更に係る指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法　変更しない。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び桂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千二百三十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の施行規程の変更（第三回）及び事業計画の変更（第四回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。
　平成二十五年十二月十七日
　国土交通大臣　太田　昭宏

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構
二　事業施行期間　平成十六年七月三十日から平成三十一年三月三十一日まで
三　施行地区　福岡県福津市字葉下田、字恵下ノ下、字日蒔、字草場、字割畑の各全部、字松ヶ本、字根木町、字才崎、字田中、字四角、字二尾塚、字中ノ丁、字香葉、字道正、字尾高崎、字屋根ノ丁、字香雫、字勝負坂、字大坪、字四郎丸、字貴舟、字堂ノ裏、字長裏、字大裏、字原、字糸ヶ裏、字竹尾、字朝ヶ谷の各一部、上西郷字タカミ、字タナカ、字ショウの各全部、字ニホンスギ、字ワキ、字ﾆギワ、字リウズ、字マ子キ、字ニシサキ、字ヲベタ、字ヒウチイシ、字アカサカの各一部、福間駅東一丁目の一部
四　土地区画整理事業の名称　福間都市計画事業福間駅東土地区画整理事業
五　事務所の所在地　福岡県古賀市舞の里二丁目八番六号
六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成十六年七月三十日
七　施行規程の変更（第三回）及び事業計画の変更（第四回）の認可の年月日　平成二十五年十二月十七日

○国土交通省告示第千二百三十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十五年四月二十六日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。
　平成二十五年十二月十七日
　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43－70R－010039	大型後部反射器　NBP LRZ－35	特になし	ニチバンプリント株式会社 埼玉県日高市大字中沢201
E43－70R－010040	大型後部反射器　NBP LRZ－12	〃	〃
E43－70R－010041	大型後部反射器　NBP LRZ－14	〃	〃
E43－70R－010042	大型後部反射器　NBP LRG－22	〃	〃
E43－70R－010043	大型後部反射器　NBP LRG－24	〃	〃

○国土交通省告示第千二百三十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十五年八月七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。
　平成二十五年十二月十七日
　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞G－2548	一酸化炭素等発散防止装置　マツダ　MA－BM P5－DBA1	マツダ　DBA－BM5 FP、マツダ　DBA－BM5 FS	マツダ株式会社　広島県安芸郡府中町新地3番1号
㊞G－2549	一酸化炭素等発散防止装置　マツダ　MA－BM P5－DBA2	〃	〃
㊞G－2550	一酸化炭素等発散防止装置　マツダ　MA－BM PE－DBA1	マツダ　DBA－BME FS	〃

○国土交通省告示第千二百三十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十五年八月十五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。
　平成二十五年十二月十七日
　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43－58R－020235	突入防止装置　KYOK UTO WR15－0011	なし	極東開発工業株式会社　兵庫県西宮市甲子園口6丁目1－45
E43－58R－020236	突入防止装置　KYOK UTO WR15－0021	〃	〃

○国土交通省告示第千二百三十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十五年八月十五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。
　平成二十五年十二月十七日
　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞GS－1078	一酸化炭素等発散防止装置　ヤンマー　XDM－3TNV86CHT	吸入負圧：3.4kPa　排気圧力：14.4kPa	ヤンマー株式会社　大阪府大阪市北区鶴野町1番9号
㊞GS－1079	一酸化炭素等発散防止装置　ヤンマー　XDN－4TNV86CHT	吸入負圧：3.4kPa　排気圧力：14.8kPa	〃

○国土交通省告示第千二百三十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十五年八月二十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。
　平成二十五年十二月十七日
　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43－44R－040008	年少者用補助乗車装置　カーメイト　ALC300	なし	株式会社カーメイト　東京都豊島区長崎5丁目33番11号

○国土交通省告示第千二百四十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十五年八月二十二日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。
　平成二十五年十二月十七日
　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞G－2551	一酸化炭素等発散防止装置　レクサス　DAA－2ARFSE2	レクサス　DAA－AWL10	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町1番地